

平成 2 9 年

上尾市教育委員会 1 0 月定例会 議案

議 案 名

議案第49号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行  
規則の一部を改正する規則の制定について----- 1

## 議案第49号

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年10月19日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年上尾市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「及び第45条」を「、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条」に改め、同表備考第2項中「「同表Cの項」を「同表Cの項」に、「3,750円」を「3,000円」に改め、同表備考第3項各号列記以外の部分中「この表」を「この表のAの項からCの項まで」に改め、同表備考第4項各号列記以外の部分中「この表」を「この表のAの項からCの項まで及び前項」に改め、同項第1号中「の区分に応じたこの表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額」を「が、A階層又はB階層に属するときは0円、C階層に属するときは3,750円」に改め、同表備考第5項中「当該各号」を「当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号」に改め、同表備考第6項中「この表を」を「この表の規定を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以後に行われた特定教育・保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育をいい、教育に限る。以下同じ。）及び特別利

用教育（同法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育及び特別利用教育については、なお従前の例による。

#### 提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、ひとり親世帯及び非課税世帯に対する利用者負担額の軽減を拡充したいので、この案を提出する。



